

人権の尊重に関する方針

令和2年6月24日

特定非営利活動法人eワーク愛媛

1. 当法人は人権尊重の重要性を認識し、以下の人権・人道に関する国際規範を支持し、尊重します。

1) 国際条約、議定書および宣言

- ①世界人権宣言（1948）
- ②社会権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）（1966）
- ③自由権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）（1966）
- ④国際人道法（1949年のジュネーブ四条約および1977年の二つの追加議定書をはじめとする国際人道法規）
- ⑤ジェノサイド条約（集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約）（1948、日本未加入）
- ⑥国際労働機関（ILO）「労働の基本原則および権利に関する宣言」（1998）
- ⑦あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）（1965）
- ⑧児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）（1989）
- ⑨女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約・同選択議定書（女性差別撤廃条約）（1979）
- ⑩難民の地位に関する条約（1951）・同議定書（1966）
- ⑪障害者の権利に関する条約（2006）
- ⑫宗教および信念に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言（1981）
- ⑬発展の権利に関する宣言（1986）
- ⑭民族的または種族的、宗教的および言語的少数者に属する人々の権利に関する宣言（1992）
- ⑮先住民族の権利に関する宣言（2007）

2) 民間の取り組み

- ①人道支援の質と説明責任に関する基準(CHS)（2014）
- ②災害救援における国際赤十字・赤新月運動および非政府組織（NGOs）のための行動規範（1994）

③SO26000（社会的責任に関する手引き）（2010）

2. 当法人は活動する国や地域の法令や国際規範を尊重し、文化、慣習、宗教、価値観などを正しく理解・認識することに努め、人種、皮膚の色、性別、年齢、言語、財産、国籍若しくは出身国、宗教、民族的もしくは社会的出身、カースト、経済的背景、障がい、妊娠、先住民族の出自、労働組合への加入、政治的所属、政治的見解もしくはその他の見解、配偶者の有無、家族状況、個人的関係、健康状態等、いかなる事由による差別もその他の人権侵害も行いません。また、児童労働、強制労働、紛争下における女性への暴力などの人権を侵害するいかなる行為にも加担しません。

3. 私たちは紛争や災害による難民・国内避難民支援においては、難民条約による「人種、宗教、国籍、政治的意見やまたは特定の社会集団の一員であるなどの理由で、迫害を受ける、あるいは迫害を受ける恐れがあるため、自国に戻ることができないか戻ることを希望しない人々」という定義に合致する人々に加えて、より困難な状況下や弱い立場にある人々を広く「難民」と捉え、難民ならびに受け入れ地域の人々の人権に充分配慮します。

4. 私たちは地雷被害者を含むすべての障がい者が社会に平等に参加できる社会を目指し、障がい者自身による意思決定を尊重しながら活動していきます。

5. 障がい者支援活動の基本方針

当法人は感染症対策において、患者や回復者、近親者に対し、病気に対する誤った知識による偏見をもたず、差別をしません。また、該当者に対する行政や地域住民、そのほかの関係者による人権侵害についても、改善を求めています。

6. 当法人は啓発（国際理解教育）活動において、人権侵害を助長するような発言や行為は行いません。また、イベントや講演会等の参加者の人権尊重に対する理解を深めていきます。

7. 当法人は支援者のプライバシーや権限を尊重し、個人情報には細心の注意をもって取り扱います。

8. プライバシーポリシー

当法人はセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを人間の尊厳を傷つける行為として認識し、これを行いません。職員に対するハラスメントや人権トラブルがあった場合は、内部相談窓口や外部カウンセリング等の制度を活用し、対策にあたります。

9. 私たちは職員等の採用にあたって基本的人権を尊重し、本人の能力と適性を基準とした厳正かつ公平な選考を行います。

10. 私たちが活動時間内外でこの方針に反した行動をとった、あるいは関与したことが明らかになった場合、再発の防止に努め、しかるべき手続きを通じて改善に取り組みます。

以 上